

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	7 件

## 大分国民年金 事案 733

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

私は、1年ごとに勤務が変わるA職として働いていた。

雇用期間が切れる3月分は、厚生年金保険に加入できないことから国民年金保険料を納付しなければならないことを知っていたので、未納期間ができないように、送られてきた納付書で必ず納付していた。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、申立期間を除き、申立期間以前に2回、申立期間以後に7回、合計9回にわたり適切に行われている上、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の年金制度に対する理解の深さ及び納付意識の高さがうかがえる。

また、年金事務センターは、「申立期間当時、国民年金の未加入者に対して、加入勧奨状が送付されることになっており、申立人の申立期間についても勧奨状が送付されたと考えられる。」と回答しているところ、オンライン記録から、申立人が同様に加入勧奨を受けた複数回の期間の国民年金保険料は、全て納付済みとなっていることが確認でき、上記申立人の年金制度に対する理解の深さ及び納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても加入手続を行い、送られてきた納付書で保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年12月までの期間及び49年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年12月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで  
③ 昭和50年4月から51年3月まで  
④ 昭和51年4月から52年3月まで

私の国民年金については、私の母親が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚して現住所に転居した昭和45年4月以降は、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を地区の納付組織の集金で毎月納付していた。

国民年金保険料を一括納付したり、免除申請をした記憶は無く、未納期間が無いように納付してきたので、申立期間が免除期間又は未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「現住所に転居した昭和45年4月以降は、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を地区の納付組織の集金で毎月納付していた。」旨を主張しているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和47年5月頃に払い出されていることが推認できる上、申立期間①当時、申立人の妻に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①当時、夫婦二人分の国民年金保険料を地区の納付組織で納付したとは考え難い。

また、申立期間②、③及び④については連続した期間であり、申立人は、「当該期間を通して国民年金保険料を納付した。」旨を主張しているところ、申立期間②及び④はそれぞれ申請免除期間となっていることが確認できる上、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻についても、当該期間の

国民年金保険料は未納又は申請免除期間となっていることから、申立期間②、③及び④の保険料を継続して納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、昭和52年3月23日付けで「相談呼出状発送」との記載が確認でき、同年4月からは国民年金保険料が夫婦共に現年度納付されていることを踏まえると、当該呼出状は、申立期間②、③及び④並びに申立人の妻の48年4月から52年3月までの期間に係る国民年金保険料が納付されていなかったために、申立人夫婦に発送されたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年4月までの期間及び48年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から46年4月まで  
② 昭和48年4月から51年3月まで  
③ 昭和51年4月から52年3月まで

私は結婚後、現住所に転居した昭和45年4月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料は既に参加していた夫と共に、私が夫婦二人分を地区の納付組織の集金で毎月納付していた。

国民年金保険料を一括納付したり、免除申請をした記憶は無く、未納期間が無いように納付してきたので、申立期間が免除期間又は未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「現住所に転居した昭和45年4月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料は既に参加していた夫と共に、私が夫婦二人分を地区の納付組織の集金で毎月納付していた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和47年5月頃に払い出されていることが推認され、申立期間①は、その時点で資格取得日が42年4月から加入していた厚生年金保険の資格喪失日に遡ったことによる未納期間であると認められる上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、夫婦二人分の国民年金保険料を地区の納付組織で納付したとは考え難い。

また、申立期間②及び③については連続した期間であり、申立人は、「当該期間を通して国民年金保険料を納付した。」旨を主張しているところ、申立期間③は申請免除期間となっていることが確認できる上、国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫についても、当該期間の国民年金保険料

は、一部を除き、未納又は申請免除期間となっていることから、申立期間②及び③の保険料を継続して納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、昭和52年3月23日付けで「相談呼出状発送」との記載が確認でき、同年4月からは国民年金保険料が夫婦共に現年度納付されていることを踏まえると、当該呼出状は、申立期間②及び③並びに申立人の夫の49年4月から52年3月までの期間に係る国民年金保険料が納付されていなかったために、申立人夫婦に発送されたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 736

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から42年6月まで

私は、昭和42年頃、親から国民年金に加入するよう勧められたので、役場で加入手続を行い、国民年金保険料は、地区の税金常会で税金と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料は、まとめて納付したか分割して納付したか定かではないが、納付しないことは無かったので、申立期間が納付となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年頃、親から国民年金に加入するよう勧められたので、役場で加入手続を行い、国民年金保険料は、地区の税金常会で税金と一緒に納付していた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和42年7月頃に払い出されていることが推認され、申立人が主張する加入手続時期と一致するもの、当該手帳記号番号は資格取得日を同年7月1日として払い出されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、当該手帳記号番号では納付書は発行されず、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人には、申立期間以前の昭和36年4月頃に、既に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人が39年4月1日に厚生年金保険の資格を取得したことにより、同日で国民年金の資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、当該手帳記号番号においても、納付書は発行されず国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる（申立人に42年7月頃に払い出された国民年金手帳記号番号は取り消され、36年4月頃に払い出された国民年金手帳

記号番号に記録統合済みとなっている。)

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、まとめて納付したか分割して納付したか定かでないが納付しないことは無かった。」旨を主張しているところ、納付時期や金額等の記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大分国民年金 事案 737

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 56 年 3 月まで

私が昭和 49 年 4 月に退職した際、妻が私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きをし、夫婦二人分の国民年金保険料を隣保班で納付した。

申立期間の国民年金保険料については、妻は納付済みとなっているのに、私は未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 43 年 12 月頃に 20 歳到達時を資格取得日として国民年金に加入し、その後の 46 年 5 月 1 日の厚生年金保険への加入により、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人の主張する 49 年 4 月頃に申立人に係る国民年金の再加入手続きがなされたことを確認することができない。

また、申立期間当初、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしたとする申立人の妻は、「切替手続き等に係る記憶が定かではない。」としており、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 84 か月と長期間であるとともに、申立人及び申立人の妻が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間直後の昭和 56 年 4 月から国民年金保険料の納付を再開しているが、当該時点から申立人の 60 歳到達時までの月数は 272 か月であり、申立期間以前の国民年金保険料の納付済期間である 37 か月を加える

と国民年金単独で年金受給に必要な 300 か月を満たす状況となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 738

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年12月まで

私は、昭和52年3月に結婚して以来、国民年金保険料は銀行の口座振替で納付してきた。4年9か月も未納となっているのは誤りだと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和52年3月に結婚して以来、国民年金保険料は銀行の口座振替で納付してきた。」旨を主張しているところ、A市は、「昭和56年4月に国民年金保険料の口座振替の制度を導入した。」と回答しており、申立人が主張する昭和52年3月からの口座振替による保険料納付はできなかったものと考えられる上、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、54年1月から同年3月までの保険料を同年5月4日に、57年4月から58年3月までの保険料を58年9月16日に、それぞれ過年度納付している記録が確認でき、口座振替では国民年金保険料の過年度納付ができなかったことなどを踏まえると、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人及び申立人の夫の国民年金保険料は、結婚した昭和52年3月から申立期間直前の58年3月まで納付済みとなっており、これは現年度納付及び過年度納付により夫婦同時に納付されていた状況がうかがえるところ、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料は未納となっていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 55 年 5 月まで

私は、昭和 36 年頃に A 市役所で国民健康保険に加入した際、国民年金にも夫婦で加入し、国民年金保険料を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年頃に A 市役所で国民健康保険に加入した際、国民年金にも夫婦で加入し、国民年金保険料を納付した。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金への加入時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 40 年 8 月頃と確認でき、申立期間のうち、36 年 4 月から 40 年 3 月までは、当該払出時点で、資格取得日が 36 年 4 月の国民年金制度開始時に遡ったことによる未納期間であると認められる上、申立期間のうち、昭和 40 年度から 43 年度までの期間及び 45 年度は申請免除の記録が確認できる。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿には、「不在 (S50.4.1)」及び「不在判明 (S60.2.28)」の記載が確認できることから、申立人が、A 市から県外に転居した昭和 48 年頃に国民年金に係る住所変更届を提出しなかった状況がうかがえ、申立期間のうち、50 年 4 月から 55 年 5 月までは保険料納付書が申立人に送付されず、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

さらに、申立期間は 230 か月と長期であるとともに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間を通じて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を過年度納付（追納を含む。）又は特例納付したことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 740

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 57 年 2 月まで

私は、申立期間当時は学生であったが、実家の母親から、「国民年金保険料の納付書が来ているので、実家の方で納付をしておく。」との電話があったことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「実家の母親から、『国民年金保険料の納付書が来ているので、実家の方で納付をしておく。』との電話があった。」旨を主張しているところ、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、昭和 53 年 4 月 10 日から 57 年 6 月 15 日まで A 市に住民票を登録していることが確認でき、制度上、申立人の実家のある B 町において、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「学生時に A 市で国民年金の加入手続や国民年金保険料を納付したことはない。」と供述しており、申立期間当時、A 市及び B 町において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする両親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。